

仙台市復興推進計画

平成 26 年 1 月 17 日
平成 29 年 6 月 日変更
宮 城 県 仙 台 市

1. 計画の区域 仙台市

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による大地震・大津波により、本市は甚大な被害を受けた。地域経済を支える市内の企業が大きな被害を受け、商工業の被害総額は 2 千億円超となった。また、広範囲にわたり物流網が被災し、サプライチェーンが分断されたことによって様々な物資供給が滞り、被災者支援等の災害対応をはじめとして、市民の日常生活や企業の経済活動に大きな支障が生じた。

こうした震災の経験と教訓を踏まえ、本市は、都市全体としての物流の効率化、円滑化及び適正化を図るとともに、災害時の支援を想定した企業などによる地域を越えた連携の取り組みを推進し、大震災に対応しうる防災体制を構築するため、本市における流通機能の強化及び災害時における物流確保に資する企業の体制強化に向けた支援を進める。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

本市の流通機能の強化及び災害時における物流確保のための中核的な役割を担う企業の設備投資を支援し、その体制強化に向けた取り組みを促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地するセンコー株式会社及びセンコーグループホールディングス株式会社が、仙台港湾地区において物流センターを新設するために必要な資金をセンコー株式会社及びセンコーグループホールディングス株式会社に貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、震災後に策定した「仙台市震災復興計画」において、都市全体の災害対応力の向上に向け、企業の防災力の強化を推進しているほか、「仙台市都市計画マスタープラン」においては、「大震災への備えとして防災機能を高めるため、都市全体として流通業務機能の強化」を推進している。

また、地域活性化と市民サービス向上に資するため、本市は大手流通企業グループと「地域活性化包括連携協定」を締結しており、災害対策を含む様々な事項について、相互に緊密な連携と協力を行うこととなっている。

センコー株式会社は、同グループから業務委託を受けている企業として、同グループの商品を含め仙台・東北で事業活動を行う企業の物流拠点として役割を担い、災害時には、本市とセンコー株式会社の荷主である同グループとの包括協定に基づき、物資供給拠点としての役割を担うこととなる。

今般、センコー株式会社及びセンコーグループホールディングス株式会社が新設する物流センターは、約11,000坪と仙台港湾地区のなかでも大規模な物流センターであり、仙台東部道路仙台港インター付近に位置し、物流拠点として好立地に整備される。

東日本大震災時には、センコー株式会社は同グループの救援物資配送依頼により延べ68回にわたり救援物資配送を実施している。この実績を生かし災害時に迅速に対応できる高機能物流施設を整備することとし、当該施設を免震構造の6階建てとすることによって、災害時も保管商品を保護できるようにするほか、停電時にも物流システムを維持運営するため、倉庫内に315kva自家発電設備を設置する予定である。また、仙台港湾地区の津波避難施設としての活用を視野に入れ、一時的な避難場所としての役割を担うため、受水槽を倉庫内に設置し、数日の断水にも対応できる施設構造を計画している。さらに、車両を2階荷捌きスペースまで誘導できるよう、倉庫棟外周にはランプウェイ（取付道路）を設置することで津波等の災害から人命や車両を守る施設とする予定である。また、津波避難施設としての使用に関して、本市と協定を締結する予定である。

センコー株式会社及びセンコーグループホールディングス株式会社の新設する施設の設備規模は、同業種の設備投資額の平均を大幅に上回っている。また、新規雇用60名弱を予定し、女性雇用促進に向け事業所内保育園の設置も検討している。

上記のとおり、当該施設は、本市の流通機能の強化及び災害時における物流確保に必要な立地条件、事業規模、災害時のバックアップ機能などを有しており、本市の流通機能強化及び災害時における物流確保に関する計画の推進及び包括協定に基づく災害時の物資の供給確保に資する施設である。

このため、当該施設の整備を行う事業は、目標に掲げた「本市における流通機能の強化及び災害時における物流確保」に必要な中核的な事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第7号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行

三菱UFJ信託銀行株式会社

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業は、「仙台市震災復興計画」等において本市が目指す復興の方向性に合致する取組であり、物流の効率化、円滑化及び適正化を図り、本市における流通機能の強化及び災害時における物流確保を推進するための中核的な事業であることから、当該計画の実施は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、仙台市、株式会社七十七銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、センコー株式会社を構成員に含む仙台市復興推進協議会 利子補給金活用検討分科会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。